

岐阜県公報

目次

規則

○岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(防災課)

ページ

訓令

○大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程

(同)

二

規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十二号

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則(昭和三十七年岐阜県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項第一号中「水道事務所」及び「地域農業改良普及センター(地域農業改

良普及センター)に置かれる事務所を含む。」を削り、「建築事務所」を「建築事務
所」に改める。

所
所
所
に改める。

第九条第一項中「及び中部地方の各官公署」を削る。

別表第一中「秘書広報統括監」を「秘書広報統括監」に改める。

別表第二秘書広報部の部長、副部长担当職の欄中「秘書広報統括監」を「秘書広報
統括監」に改め、同表危機管理部の部防災班の項第五号中「総合防災情報システム」を
「被害情報集約システム」に改め、同表健康福祉部の部医療整備班の項第二号中「県立
看護大学」を「公立大学法人岐阜県立看護大学」に改め、同表商工労働部の部労働雇用
班の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同表農政部の部農
業技術班の項第六号中「地域農業改良普及センター及び」を削り、同表林政部の部県産

材流通班の項第一号中「災害対策用国有林等」を「災害対策用国有林材」に改め、同項第二号中「災害対策用木材」の下に「の供給」を加え、同項第六号中「林業経営の災害対策指導」を「被災林業者等に対する融資」に改め、同表ぎふ清流国体推進部の部競技式典班の項の次に次のように加える。

ぎふ清流大会推進班	ぎふ清流国体推進局 ぎふ清流大会推進課長	災害対策の応援に関する事。
-----------	-------------------------	---------------

別表第三避難所支援チームの項構成班の欄中「健康福祉政策班」を「地域福祉国保班」に改め、同表食料物資チームの項構成班の欄中「健康福祉政策班」を「健康福祉政策班」に改める。

別表第五広域水道班の項及び地域農業改良普及班の項を削り、同表建築班の項の次に次のように加える。

流域浄水班	浄水事務所長	1 流域下水道施設の調査及び復旧対策に関する事。
広域水道班	水道事務所長	2 庁舎その他財産の災害対策に関する事。 3 その他流域下水道関係の災害対策に関する事。
		1 水道事務所の設備調査及び復旧対策に関する事。 2 庁舎その他財産の災害対策に関する事。 3 受水事業者との連絡調整に関する事。

別表第六名古屋地方連絡部の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

岐阜県訓令甲第三号

庁 中 一 般

各 現 地 機 関

大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令

大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程（昭和五十四年岐阜県訓令甲第二十号）の一部を次のように改正する。

本則第二号中「秘書広報統括監」を「秘書広報総括監」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年四月一日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 各務原市テクノプラザ一一一
バイ・オール・テクノセンター